

ドコモ ガス dポイント提供条件

1. (本提供条件の適用)

1. 株式会社NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が取次事業者として販売し、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）がガス小売事業者としてガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS」、大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）がガス小売事業者としてガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス」、または東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）がガス小売事業者としてガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス」（以下、これらを「ドコモ ガス」と総称します。）について、当社が定める「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款-東京地区等-」、「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款-群馬地区等-」、「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS ガス基本約款」、「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」、「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 基本約款」および料金等を別途定める個別の選択約款又は個別約款等（以下、これらを「約款」と総称します。）に基づくガスの需給に関する契約（以下「ガス需給契約」といいます。）の契約者（以下「お客さま」といいます。）に対し、この「ドコモ ガス dポイント提供条件」（以下「本提供条件」といいます。）に基づき、dポイントの進呈（以下「本施策」といいます。）を行います。お客さまは、本提供条件の内容に同意したうえで、本施策をご利用いただくものとします。
2. 本提供条件で使用する用語の意味は、本提供条件に別段の定めがある場合を除き、約款および当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約（以下「dポイント会員規約」といい、約款と併せて「関連規定」といいます。）に定めるところによります。
3. 本提供条件は、dポイント会員規約の特約の一部として構成され、本提供条件に定めのない事項は、dポイント会員規約およびdポイントクラブサイトの定めるところによるものとします。
4. 本提供条件と関連規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、本提供条件を優先して適用するものとします。

2. (本施策の概要)

1. 本施策は、dポイント会員規約に定めるdポイントクラブ会員（以下「dポイントクラブ会員」といいます。）であるお客さまが、以下の(1)または(2)を満たし、かつ(3)を満たした場合に、第3条第1項に定める本対象額に応じて、dポイント会員規約および本提供条件の定めに従い、dポイントを進呈することをその内容とします。
 - (1) ガス需給契約と対になる回線契約（以下「特定回線」といいます。）を指定していること。
 - (2) 特定回線を指定していない場合、当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリーdアカウント（以下「キャリアフリーdアカウント」といいます。）を当社に届け出ること。
 - (3) 第3条第1項に定める条件を満たすこと。
2. 前項の定めにかかわらず、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、dポイントの進呈は行いま

せん。

- (1) 会員判定日およびdポイントの付与時点で、お客さまがdポイントクラブ会員でないとき
- (2) その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき

3. (dポイントの進呈)

1. 当社は、当社がdポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の時点において、お客さまがdポイントクラブ会員である場合、料金算定期間における「ドコモ ガス」の料金（割引制度を適用している場合は割引額を含みます。以下「料金」といいます。）のうち消費税および地方消費税相当額を除いた額※1（以下「本対象額」といいます。）を元に算定したポイント進呈対象料金（第2項および第3項に基づき算定したものをいいます。）に対し、当社がdポイントを付与する日の属する月の前月末日（以下「還元率判定日」といいます。）の23:59時点におけるお客さまの特定回線またはキャリアフリーdアカウントの紐づけ、「ドコモでんき」（当社が取次ぎとして販売し、NTT エナジー株式会社が小売電気事業者として電気を供給するサービスをいい、以下同じとします。）の需給契約のご契約状態、会員判定日の0:00時点におけるdカードのご契約状態、および支払方法の設定に応じて適用される下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じる方法によりdポイントのポイント数を計算します。

※1 付帯サービス料金（お客さまと東京ガスとの契約により東京ガスが提供する付帯サービス契約料金（TES メンテナンスサービス契約、ガス警報器リース契約、その他の料金と合算して請求を行うサービス等の料金）、またはお客さまと東邦ガスとの契約により東邦ガスが提供する付帯サービス料金（らくらくメンテ、らくらく暮らしサポート、その他のガス料金と合算して請求を行うサービス等の料金）をいいます。）、検査料ならびに手数料その他当社が指定する金額に対しては、ポイント進呈されません。

ドコモ ガス dポイント還元率

（東京ガスエリア、大阪ガスエリア、東邦ガスエリア）

ドコモでんき契約	dカード契約	支払方法	還元率
ドコモでんき Green または ドコモでんき Basic をご契約の方※2	dカード会員※3※4	dカード	1.0%※5
		上記以外	0.5%
	上記以外	支払方法問わず	0.5%※6
上記以外	dカード会員※3※4	dカード	0.5%
		上記以外	0%
	上記以外	支払方法問わず	

- ※2 ガス需給契約と「ドコモでんき」の需給契約が同一のdポイントクラブ会員番号に紐づいていない場合、「ドコモでんき契約」は「上記以外」となります。
 - ※3 dカード PLATINUM/dカード GOLD/dカード GOLD U/dカード（以下、これらを「対象dカード」と総称します。）をご契約（以下「対象dカード契約」といいます。）のお客様が対象となります。
 - ※4 特定回線を指定している場合は、特定回線を対象dカード契約のご利用電話番号として登録している必要があります。なお、特定回線の名義は、ガス需給契約の名義と同一である必要があります。特定回線を指定していない場合は、対象dカード契約とガス需給契約が同一のdポイントクラブ会員番号に紐づいている必要があります。
 - ※5 特定回線を指定している場合は、「ドコモでんき」の需給契約と対になる回線契約として、特定回線と同一の回線契約を指定している必要があります。特定回線を指定していない場合は、対になる回線契約を指定していない「ドコモでんき」の需給契約があり、かつ、ガス需給契約と「ドコモでんき」の需給契約が同一のdポイントクラブ会員番号に紐づいている必要があります。上記を満たしていない場合、還元率は0.5%となります。
 - ※6 当社が別に定めるdアカウント規約に基づき、特定回線に紐づく当社が発行したドコモ回線dアカウントまたはガス需給契約に紐づくキャリアフリーdアカウントにつき、dアカウント規約に定める利用者情報登録を実施していない場合、dポイントの進呈は行いません。
2. 本対象額に対し進呈するdポイントのポイント数を計算するにあたって、最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
 3. 本対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。また、dポイントのポイント数を計算するにあたり、1ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。
 4. お客さまに対するdポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額またはdポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。

4.（本提供条件の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さま等に対して当社が適当と判断した方法にて公表または通知することにより、本提供条件の内容を変更することができるものとし、変更日以降は変更後の本提供条件の内容が適用されるものとします。
 - (1) 本提供条件の変更が、お客さま等の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本提供条件の変更が、本提供条件の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、dポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本施策の内容（dポイントの還元率を含みます。）を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

附則

（適用期日）（2025年11月4日 制定）

本提供条件は、2025年11月5日から適用します。